

資 金 運 用 規 程

(目的)

第1条 公益財団法人東京三商会（以下、「この法人」という。）の資金運用は定款第5条の規程に基づき、この「資金運用規程」（以下、「この規程」という。）によるものとする。

(運用の基本原則)

第2条 この法人の資金運用について、理事は善良なる管理者の注意義務を払うとともに、この法人のために定款及び法令にしたがって、忠実に職務を執行しなければならない。

(資金区分と運用方針)

第3条 この規程が適用される資金運用は下記各号の資金区分並びに運用方針によって行うものとする。

- 一 定款第5条により評議員会で定めた基本財産
- 二 その他の資金
資金の積立目的、運用可能期間等その資金の特性を勘案し、適正な運用に努めるものとする。

(資金運用の対象)

第4条 資金運用の対象は、次の通りとする。

- 一 円建て預貯金
- 二 円建て債券
- 三 その他、理事会が判断し、承認した金融商品を運用対象とする。
- 四 ただし、外貨建て預貯金、同債券及び株式（Reit、Etf）等は運用の対象としない。

(債券等の信用格付け)

第5条 本規程第4条に定める債券等は次の「格付機関」のいずれかから取得しているものとする。

(1) 格付機関

- ①ムーディーズ・インヴェスターズ・サービス
- ②スタンダード・アンド・プアーズ
- ③日本格付研究所

(2) 取得基準格付け

AA格以上

(3) 保有基準格付け

BBB格以上

(長期間債等)

第6条 債券等の償還年限が10年を超えるものの割合が全体の10%を超えて取得できないものとする。

(債券等の保有割合制限)

第7条 債券等への投資金額は下記の保有割合制限を越えてはならない。ただし、日本国債についてはこの限りではない。

- (1) 同一の発行体が全資産に占める構成比率 5%
- (2) 同一外国為替の変動で、収入や元本も変動する有価証券が全運用資産に占める構成比率 5%

(運用のモニター)

第8条 理事長は少なくとも半年に1回以上、次の点について債券等の運用経過モニターを行う。

- 1 全運用資産から生じた利子、分配金、配当金等の合計
- 2 全ての債券等の個別有価証券の時価
- 3 全ての債券等の個別有価証券の信用格付け

(理事会の職務)

第9条 理事会は翌事業年度における予算編成を審議する理事会において、当財団の保有する資金運用の執行方針及び計画案を審議し、議決する。

- 2 理事会は資金運用を管理・監督するため、第8条に規定する債券等のモニタリングを含む運用の経過及び結果について少なくとも年2回又は必要に応じて理事長から報告を受けるものとする。
- 3 理事会は定時評議員会において、前事業年度における資金運用の経過及び当事業年度における資金運用の執行方針及び計画を報告するものとする。

(理事長の職務)

第10条 理事長は理事会の承認を得て、理事の中から資金運用執行責任者（会計担当理事）を任命することができる。

(資金運用執行責任者の職務)

第11条 資金運用執行責任者は、翌事業年度における資金運用の執行方針及び計画の案を、予算編成の理事会までに策定し理事会の承認を得なければならない。

(監事の職務)

第12条 監事は、資金運用執行責任者の業務状況について、定期的に又は理事会の要請に応じ又は監事が必要と判断したとき、調査を実施し、その結果について速やかに理事会に報告するものとする。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、理事会の議決をもって行う。

附 則

この規程は平成26年7月26日より施行する。